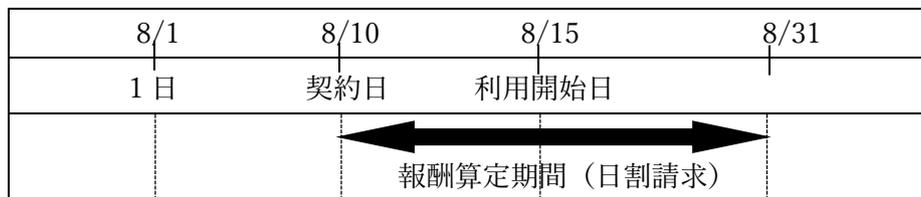


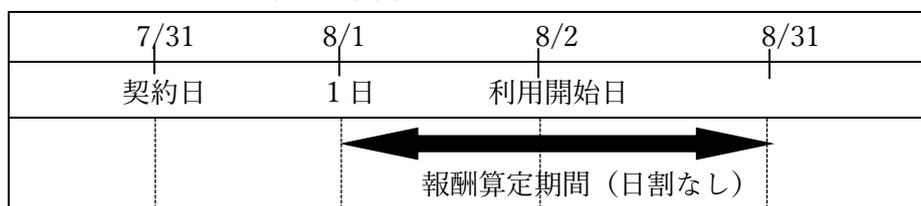
介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス費の日割請求の具体例及び補足について

【具体例】（契約開始又は解除の場合）

① 契約日と同月にサービスを利用した場合



② 契約日の翌月からサービス利用が開始された場合



③ 月途中で契約解除した場合



【補足】

- 入院は対象事由とはなりません。
（入院により契約を解除した場合は、契約解除日までの日割請求（③）となります。）
- 区分変更がない場合の月途中の回数変更は対象事由とはなりません。
月初の計画に基づく回数で請求してください。
- 月の途中で保険者の変更を伴う転入・転出は対象事由とはなりません。
（ただし、転入・転出により対象事由に該当する場合は、日割請求となります。）

※原則として、月額定額報酬としてそれぞれ計画上に位置づけられた単位数を算定してください。

※自然災害や全国的な感染症拡大等による厚労省等からの通達がある場合は、その指示内容が優先されます。

※事業者は、利用者に日割の取り扱いについて十分に説明し、同意を得るようにしてください。